（廃止措置の終了の確認の申請）

第十六条の十　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　核燃料物質等の廃棄の実施状況

2　［略］

（廃止措置の終了の確認の基準）

第十六条の十一　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　核燃料物質等の廃棄が終了していること。

四　［略］

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二　［略］

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の六第一項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
第十六条の六第三項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
［略］	［略］	［略］
第十六条の七第二項	前条第二項各号	第十六条の十二第一項において準用する前条第二項各号
第十六条の七第三項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項
［略］	［略］	［略］
第十六条の九第一項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
第十六条の九第二項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
	前項第二号から第四号まで	第十六条の十二第一項において準用する前項第二号から第四号まで
［略］	［略］	［略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第十六条の十　［同上］

［一～六　同上］

七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況

2　［同上］

（廃止措置の終了の確認の基準）

第十六条の十一　［同上］

［一・二　同上］

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四　［同上］

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二　［同上］

2　［同上］

第十六条の六第一項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
［同上］	［同上］	［同上］
第十六条の七第二項	前条第二項各号	第十六条の十二第一項において準用する前条第二項各号
［同上］	［同上］	［同上］
第十六条の九	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。